



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：(環境局環境改善部化学物質対策課)：一
- 家畜伝染病の発生：(産業労働局農林水産部食料安全課)：二
- 技能教育施設の廃止：二

告示

●東京都告示第千二十七号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百九十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

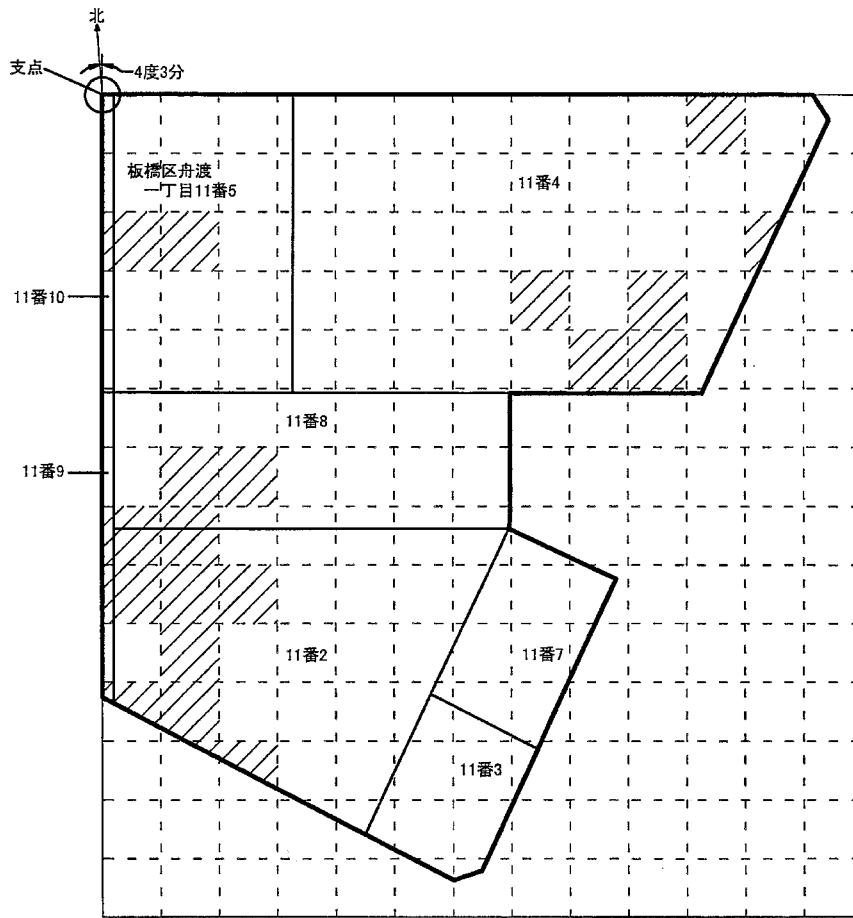
平成二十七年六月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり (板橋区舟渡一丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】
 - - - 単位区画
 ——— 筆境界
 ——— 敷地境界
 指定を解除する区域

【支店】
 支店は、板橋区舟渡一丁目11番10の最北端とする。

【格子の回転角度(4度3分)】
 格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 家畜伝染病の種類

腐蛆病

二 家畜の種類

蜜蜂

三 発生群数

三群

四 発生場所

立川市

五 発生年月日

平成二十七年六月九日

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第三十号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十五条第一項の規定に基づき、指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十五日

東京都教育委員会

一 廃止の届出があった指定技能教育施設の名称及び所在地

二

国際ビジネス専門学校

小平市小川町二丁目二千五十九番地の一

廃止年月日

平成二十七年三月三十一日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002